

愛知県公共工事請負契約約款(土木工事用) 新旧対照表

【新】	【旧】
<p style="text-align: right;">昭和48年 4月 1日施行 令和 6年10月 1日一部改正 <u>令和 6年12月13日一部改正</u></p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第11条 請負者は、建設業法の定めるところにより、現場代理人、主任技術者(監理技術者)、専任の主任技術者(専任の監理技術者)、監理技術者補佐(<u>建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。</u>以下同じ。)又は専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定め、この契約締結後5日以内に、発注者の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>2～6 略</p> <p>第12条～第61条 略</p>	<p style="text-align: right;">昭和48年 4月 1日施行 令和 6年10月 1日一部改正</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第11条 請負者は、建設業法の定めるところにより、現場代理人、主任技術者(監理技術者)、専任の主任技術者(専任の監理技術者)、監理技術者補佐(<u>建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。</u>以下同じ。)又は専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定め、この契約締結後5日以内に、発注者の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>2～6 略</p> <p>第12条～第61条 略</p>